

議会改革推進特別委員会

令和7年8月18日

内容

- | | | | |
|----|---|-----|---------------|
| 01 | ハラスメント対策に関する意見
について
オンライン委員会において使用
する機材等について | ... | オンライン委員会検討分科会 |
| 02 | 通年会期制と総括質疑に関する
意見について | ... | 通年会期制導入検討分科会 |
| 03 | 議会基本条例の検証(会派)と
今後の対応案について | ... | 議会基本条例等検討分科会 |
| 04 | 議員定数に関する検討の開始について | | |

ハラスメント対策に関する意見について

オンライン委員会検討分科会

01

意見の集約結果

項 目	意見等の概要
1 上越市議会ハラスメント相談体制(案)について	・ 弁護士に相談する前に気軽に相談できるところはないか ・ 議会内だけのハラスメント対策に税金を使うことに異論を唱える市民の声もある
2 ガイドラインの骨子案について	(意見等なし)
3 予算要求に向けた準備作業について	・ 弁護士の選任については、利益相反の可能性や受任拒否を考えた場合、市内の弁護士ではなく、弁護士会に一任するのがよいのではないか
4 その他	・ 特に意見なし、設置の方向で賛成

02

意見等への対応

意見等を踏まえつつ、原案の方向で相談体制の構築に向けて事務を進める

予算要求に向けた弁護士との交渉、ガイドラインの策定、要綱制定や基本条例第26条逐条解説への追記等

オンライン委員会での機材等の選定のポイント

- 議長会やこれまでの委員会で求められた事項に応えることを選定のポイントに

議長会や委員会で求められた事項

迅速な準備

委員会での意見

- 災害等を考慮すると、直前の申し出でもオンライン開催すべき（3→2日前。さらなる短縮検討）

可搬性

委員会での意見

- 各派代表者会議などでもオンライン出席をできるようにすべき

傍聴への配慮

議長会通知

- オンライン委員会でも、市民が委員会を見聞きすることができるような環境を十分に確保すべき

環境の確保

総務省通知

- 現に会議室で審査する環境と同様の環境をできる限り確保

選定のポイント

- ・ 直前の準備でも対応できる機材
- ・ 操作の省力化、メンテナンスの容易性

- ・ 持ち運びに対応した機材
- ・ 音響がない部屋でも対応可能な機材

- ・ YouTube配信でも、オンライン出席者を確認できる機材
- ・ 傍聴者にフォーカスしない機材

- ・ 表決、質疑の有無など、進行に影響を及ぼさない機材
- ・ 映像、音声等の品質にも配慮

選定する機材

ニート ボード

- カメラ、マイク、ディスプレイ体型のNeat Boardを選定

<委員会運営におけるNeatのメリット>

- ・準備機器が少なく、簡易操作で接続可能
- ・持ち運びが容易で周辺機器に依存せず、様々な部屋で会議開催が可能
- ・傍聴者にフォーカスしない機能があり、公開の会議にふさわしい機材
- ・高スペックの仕様や独自の拡大表示機能で、議事進行を確認しやすい

	Neat Board Pro		PC運用	
操作性	◎	・簡単・迅速に会議を開始 ・委員会中のエラーにも対応	△	・個別の機器の準備、接続 ・エラー発生時の対応困難
準備機器	◎	・オールインワン端末	△	・ディスプレイ、PC、スピーカー、 マイク、カメラ
可搬性	◎	・持ち運びの準備作業が最小限	△	・都度接続の必要性

neat.board pro



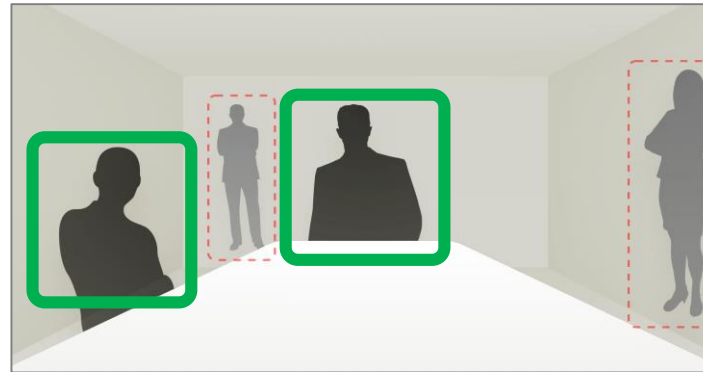
オンライン委員会において使用する機材等について

オンライン委員会検討分科会

Neat Boardの機能

□ Neat Boundary

横幅と奥行の検知範囲を調整することで、委員会や他の会議での委員と傍聴者等の検知範囲を調整できる



□ Neat Symmetry

委員等を最適なサイズで表示することによって、委員長の進行や表決の状況をしっかりと確認できる

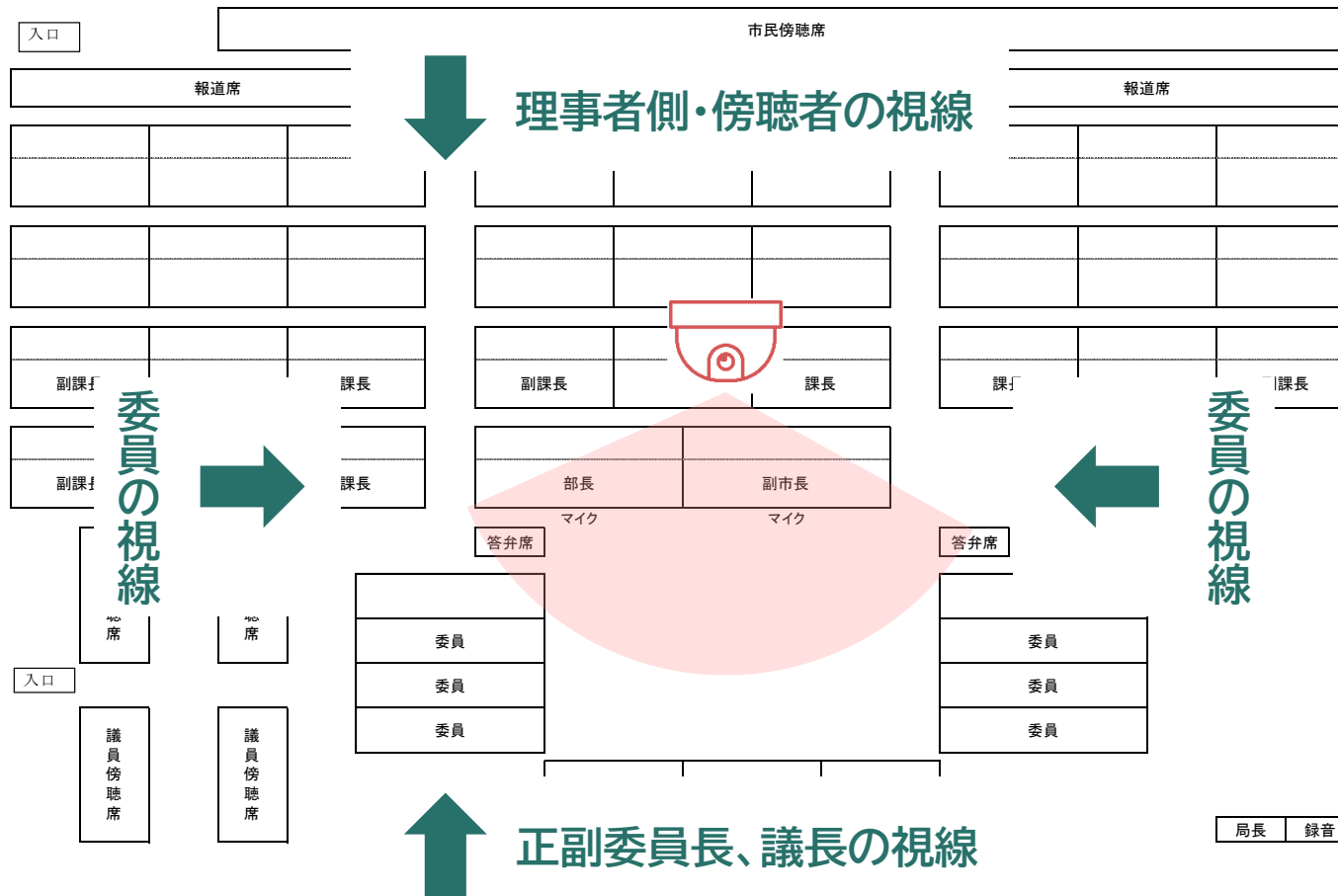


オンライン委員会において使用する機材等について

オンライン委員会検討分科会

委員会室の配置

□ 現在の第1委員会室では、オンライン会議の実施に課題あり



課題①

一つのモニターでは、見ることができない角度が生じ、全員がオンライン出席者を視聴することができない

課題②

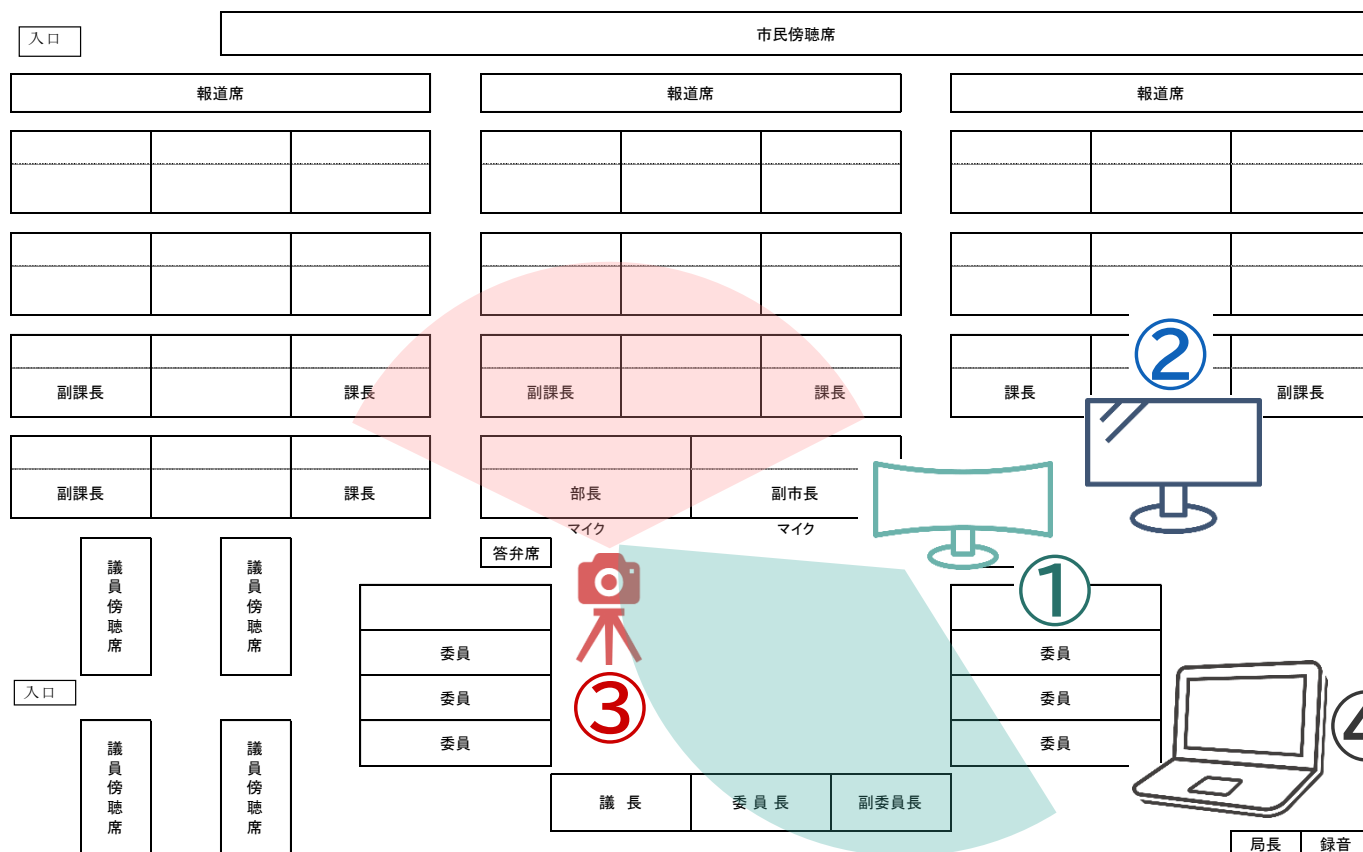
YouTube配信のカメラの画角内にニートボードを配置すると、反射や虹状の模様(モアレ)、ちらつきが発生することがあり、視聴に影響を及ぼしてしまう

オンライン委員会において使用する機材等について

オンライン委員会検討分科会

委員会室の配置 □ 次の4つの機器により、課題を解消してオンライン会議を運営

⇒ 答弁席等(委員席から見て右側:②のあたり)の一部を削らなければならない可能性あり



①ニートボード

正副委員長、委員、議長がオンライン出席者を視聴する用途と、カメラとして使用

②外部モニター

理事者側、傍聴者等がオンライン出席者を視聴

③カメラ

オンライン出席委員が、理事者側の様子を視聴するために配置

④ノートPC

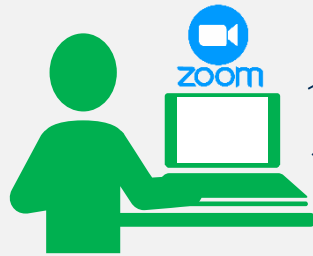
事務局が、オンライン会議やYouTube配信をコントロールするために配置

オンライン委員会において使用する機材等について

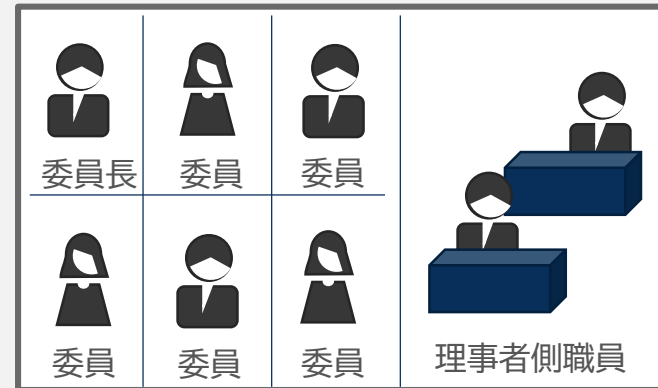
オンライン委員会検討分科会

画面イメージ

■オンライン委員の画面イメージ



NeatBoardの映像(個人にフォーカス)+理事者側カメラの映像



■配信の視聴者の画面イメージ



NeatBoardの映像(俯瞰映像)+オンライン委員の映像



オンライン委員会において使用する機材等について

オンライン委員会検討分科会

費用等

□ 1ヶ月リース料(3年リース)	概算	85,000 円	合計月額 約100,000 円
□ ソフトウェア使用料	概算	14,000 円	

今後のスケジュール 本日の提案について、意見等あれば、9/1(月)までに事務局に提出



通年会期制と総括質疑に関する意見について

通年会期制導入検討分科会

01 意見の集約結果

1. 通年会期制に関する条例、議会基本条例及び会議規則の制定改廃について
意見等はなかった
2. 総括質疑について

(1) 総括質疑について、議員全員ができる旨を確認すること。	(意見等なし)
(2) 円滑な議会運営の観点から、時間制限などを検討すること。	・ 議会の円滑化のため、時間制限は設けるべき
(3) 質疑と質問の区別して実施すること。	・ 市長所信表明に対する質問(会派代表質問)と議案に対する質疑を分けるべき
(4) 理事者側と協議を行った上で、明文での整理を行うこと。	・ これまであいまいな運用であったが、理事者側との協議を経て明文化すべき ・ 総括質疑と代表質問の違いやルールなど、明文化が必要
(5) その他	・ 一人会派を認めるべき。ただし、総括質疑は会派から一人とした方がよい ・ 一人でも会派とするのは反対。会派に属さない議員も一般質問ができる。一人での視察が可能になると受入側の負担も大きくなる ・ 総括質疑ができるできない以前に、会派であることの意味や議員個人の権利の問題など明確にしておく必要があるのではないか。例えば、一人会派となれば、代表者会議や議運にも関わってくる

総括質疑に関しては、会派についての意見が一定数あった

通年会期制と総括質疑に関する意見について

通年会期制導入検討分科会

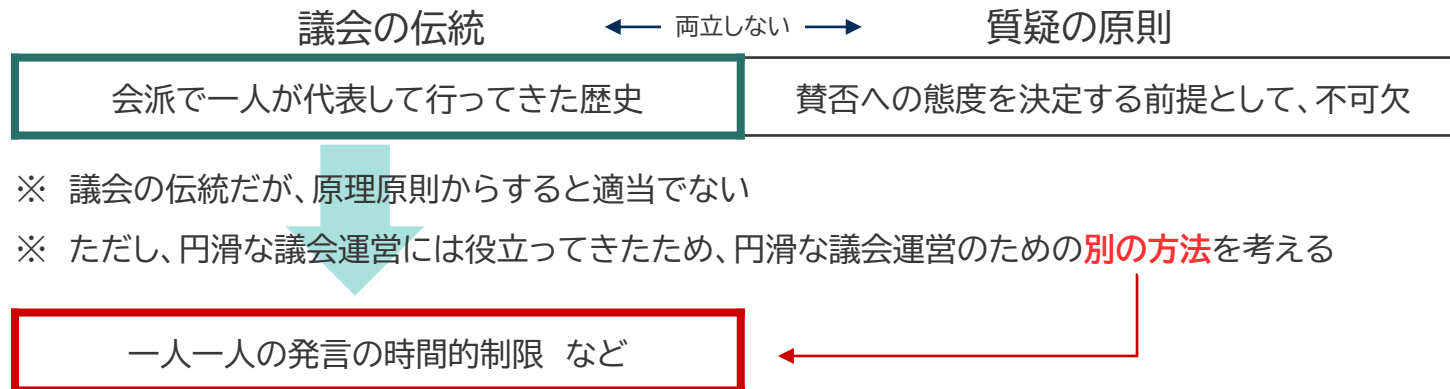
02 意見に対する分科会の考え方、対応について

1. 通年会期制に関する条例、規則等の原案について

- ✓ 特に意見等がなかったことから、原案を議案の形式に整える作業に入る

2. 総括質疑について

- ✓ 総括質疑については、会派と切り離して実施する旨の提案



- ✓ 提案に対し、修正を要する意見等はなかったため、提案どおり進め、理事者側と協議を行う
- ✓ 会派に関する意見は、基本条例分科会の検討事項のため、今後の検討の参考とする

議会基本条例の検証(会派)と今後の対応案について

議会基本条例等検討分科会

本日の提案について、意見等あれば、9/1(月)までに事務局に提出(様式任意)
なお、他市の事例については、資料2を参照のこと

第5条 会派

第5条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。

3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

【結論】

逐条解説の修正

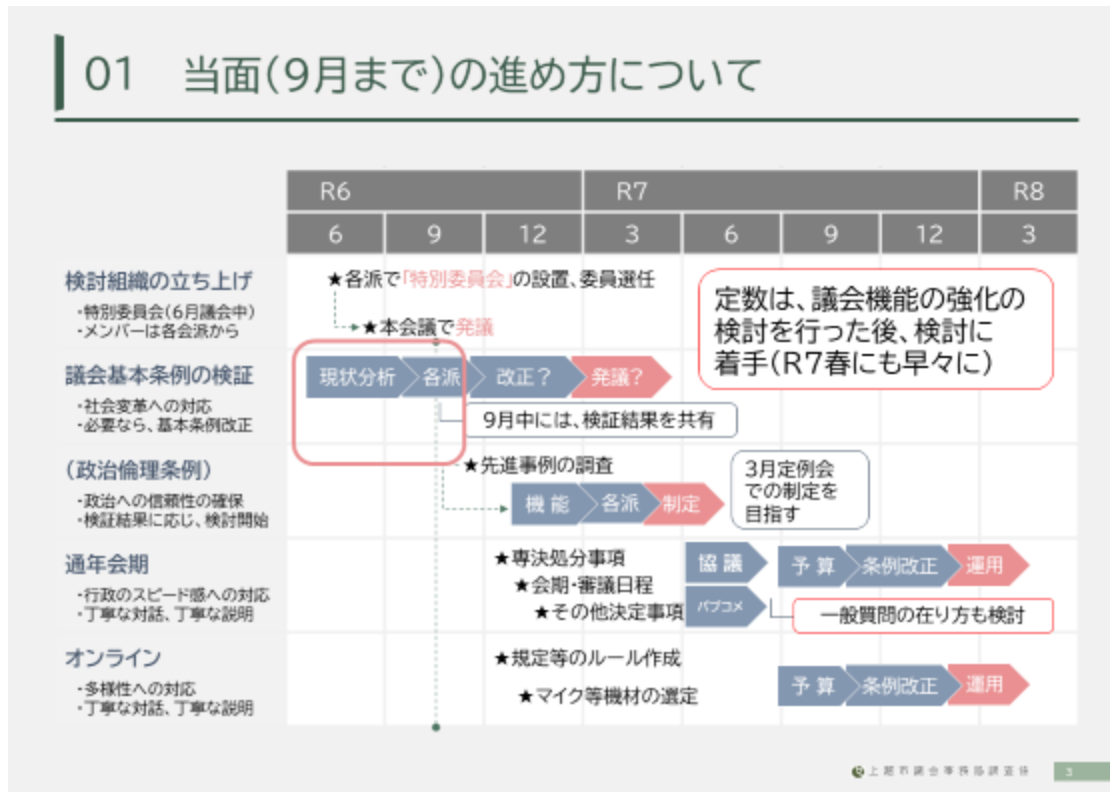
提 言

- 一人会派を認めないことは不合理であり、平成21年度以前と同様、一人会派も認めるべき
- 一人会派を認めるに当たっては、他市の事例を踏まえて、議会基本条例の条文の改正は行わないが、逐条解説を修正し、無所属のほか、一人会派も認められる旨を追記することとしたい
- 代表者会議及び議会運営委員会における一人会派の取扱いについても議論を行った。その結果、代表者会議については一人会派も正式メンバーとする一方、議会運営委員会については、委員定数も考慮し、従前のとおりオブザーバーとすることがよいと意見をまとめた
- あわせて、政務活動費の取扱いについても議論を行ったところであり、議員1人1人の権利の尊重の考えの下、他市の事例も踏まえた上で、これまでの議員政務活動費と会派政務活動費の2本立てから、議員政務活動費に一本化することが合理的ではないかと考えたところである。今後、制度設計を行い、上越市議会政務活動費の交付に関する条例の改正に向けて準備を進めることを提言したい

議員定数に関する検討の開始について

01 定数の検討の開始

1. 定数の検討は、議会機能の強化の検討を行った後に着手するとしていた



※ 議会機能の強化の改革＝通年会期制・オンライン委員会の導入
R6.7.12の特別委員会(勉強会)資料

議員定数に関する検討の開始について

2. 議会機能の強化の検討については、一定の議論を終えた

改革の取組み	進捗状況	今後必要な議論や取組みの予定
1 オンライン委員会	・ 条例等のルールを作成 ・ 機材等の選定	・ 議論した内容の確定(議決) ・ (議場運営)マニュアルの作成(修正)
2 通年会期制	・ 制度内容を議論し、決定 ・ 条例等のルールを作成	・ 総括質疑に関する議論 ・ 議事運営マニュアル・先例集の修正

3. 現在の各分科会の取組内容の進捗状況

分科会	取組内容	今後の予定
1 オンライン委員会	・ ハラスメント対策の検討 ・ オンライン委員会の導入	・ 窓口体制の構築・ガイドライン作成 ・ 議場運営マニュアルの修正
2 通年会期制	・ 通年会期制の導入検討	・ 議事運営マニュアル・先例集の修正
3 議会基本条例	・ 議会基本条例の検証	・ 残る条(7・8・9条)の検証 ・ 条例・逐条解説改正案文、提言書作成

まずは、オンライン・通年会期制の分科会が定数に関する調査等を担当
その後、基本条例分科会が合流する形とする